

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について
(検討項目)

1 . 二次的自然に分布する絶滅危惧種保全の推進

- ・二次的自然にも多く分布する昆虫類、淡水魚類、両生類、植物等を適切に保全対象とするため、捕獲等及び譲渡し等の規制のあり方を検討する必要がある。
- ・二次的自然に分布する種の生息・生育環境を維持するためには、何らかの形で人の働きかけを維持することを推進する必要がある。
- ・生息地等保護区の指定が十分進展していないため、規制の弱い監視地区のみの指定も含め、積極的に指定を推進すべき。
- ・特に、狭い地域に複数の国内希少野生動植物種が生息・生育する里地里山等については、多様な主体と協力して、生息地・生育地の保全に優先的に取り組む必要がある。その際、複数の国内希少野生動植物種の生息・生育環境を適切に維持・改善すべきである。
- ・生息地等保護区については、指定により種名や地域が公表されることにより違法な捕獲・採取を助長するおそれがあるため、種名を公表しないこと等を含めて制度のあり方を検討する必要がある。

2 . 多様な主体による効果的な保全対策の実施

国内希少野生動植物種の指定

- ・国内希少野生動植物種の指定については、引き続き国民による提案も踏まえて指定を推進することが、多様な主体と連携した管理に繋がると考えられるため、継続して実施するために必要な方策を検討する必要がある。

保護増殖事業の実施

- ・現在、確認・認定している保護増殖事業は、地方自治体（動物園等）が実施する生息域外保全が中心となっており、積極的な制度の周知などより多様な主体による事業の実施を推進する必要がある。また、関係団体等の保全取組を適切に把握し、保護増殖事業計画の新規策定と事業の確認・認定を積極的に推進するとともに、支援方策についても検討すべき。
- ・近年、生息域外保全の重要性がより高まっているため、保護増殖事業計画の新規策定等にあたっては、種の状況に応じて生息域外保全を積極的に検討すべき。また、生息域外保全は、生息域内保全との連携に十分に留意して進める必要がある。
- ・保護増殖事業の実施にあたっては、生息環境の維持と個体数の回復による国内希少野

生動植物種の指定解除等の事業の目標を明確にして取り組むべき。・今後、所有者の所在の把握が難しい土地がさらに増加する中で、そういった場所での保護増殖事業の進め方を検討する必要がある。

3. 動植物園等の公的機能の推進

- ・動植物園等が絶滅危惧種の生息域外保全等に果たしている公的機能をより一層促進させるための仕組みが必要である。
- ・公的機能を有している動植物園等に対しては、財政的な支援等の実施を検討するとともに、表彰やイベント等により普及啓発を推進する必要がある。

4. 国際希少野生動植物種の流通管理強化

登録票の有効期限（更新制）

- ・生体に関して、死亡したと予想される個体の登録票の返納が少ない。返納されていない登録票が、違法で入手した別の個体に添付されて流通している可能性があるため、生体の個体に関する登録票に有効期限（更新制）を導入することを含め、制度のあり方を検討する必要がある。

個体識別措置

- ・登録票と登録対象の一对一の関係の管理を強化するため、返納されていない登録票が別の個体に添付されて流通している可能性の高い生体の個体のうち、個体の価値が高い種、登録されている個体数が多くない種について個体識別措置を検討すべき。ただし、合法的に非常に多くの個体が輸入されているとともに、原産国で密猟、密輸等の問題が生じているとの情報がない種、サイズが小さく個体識別が技術的に困難な種等については、取扱いを慎重に検討する必要がある。

適切な登録業務を更に推進するための措置

- ・登録拒否、登録抹消手続きの明文化の必要性を検討する必要がある。
- ・譲渡し等の許可と比べて罰則が低い、不正の手段による登録に関する罰則の取扱いを検討する必要がある。
- ・返納すべき登録票の所持者が、記念として登録票を所持し続けることを希望する場合には、失効手続き後に登録票を所持者に返還することも検討する必要がある。

交雑種の取扱いの検討

- ・交雑種の個体等で、純粋種との識別が難しく取締りが困難となっている事例があることから、交雑種の個体等の流通が、原産地における希少種の生息等に影響を与えていると考えられる場合には、当該種の交雑種の取扱いについて検討する必要がある。

インターネット等の新たな流通形態への対応

- ・希少野生動植物のインターネットでの広告については既に規制の対象となっていることから、執行の強化に努める必要がある。
- ・特定国内種事業、特定国際種事業については、販売している事業者が適正に手続きを行っている事業者かどうかを容易に確認できるようにするための措置の必要性を検討する必要がある。
- ・登録に係る個体の広告については、登録記号番号の表示が義務付けられているが、新たに登録年月日等の表示を義務付ける必要性についても検討する必要がある。

5. 戦略的な絶滅危惧種保全の推進

- ・平成 26 年 4 月には「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定している。
- ・3,596 種が絶滅危惧種として選定されており、対策の優先順位の検討や効果的・計画的な保全の推進等が重要である。保全戦略の記載を踏まえ、「希少野生動植物種保存基本方針」や「生物多様性国家戦略」の行動目標等の見直しを実施していく必要がある。

6. 科学的な絶滅危惧種保全の推進

- ・国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業計画の策定等にあたっては、中央環境審議会の意見を聴くこととされている。現在、中央環境審議会に先立って実施している国内希少野生動植物種の指定に関する検討等について、法的な位置づけを明確にすることにより、一層、科学的知見に基づき保全施策を推進する必要がある。

7. その他

- ・捕獲等及び譲渡し等の規制に関する措置命令が、許可者に対する飼養栽培施設の改善等に限られている。措置命令の対象者及びその内容について検討する必要がある。
- ・多様な主体による効果的な保全対策を実施するため、多様な主体が担う種の保存に関する公的機能や期待される役割等を明確にする必要性について検討する必要がある。
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する社会的な理解を促進するため、積極的な普及啓発に努める必要がある。